

## 児童福祉審議会専門部会における審議について

## 基本的な考え方

- 少子化の急速な進展、児童虐待の増加、保育サービスのニーズの高まりなど、子どもを取り巻く環境は深刻化かつ著しく変化しており、行政は、より実効性のある新たな施策展開が求められている。
- こうした緊急課題に的確に対応していくため、児童福祉審議会専門部会を、臨機応変に議論を展開できる機能的な体制とする。
- 審議テーマの他、必要に応じ、審議会が検討すべき政策課題を提示し議論を行う。

## これまでの専門部会

- 東京都児童福祉審議会では、知事の諮問事項や審議会の意見具申については、専門部会を設置し、審議を行い、都に対する答申、提言を行っている。  
(昭和41年以降、諮問に対する答申は4件。その他はすべて審議会の意見具申)
- 最近まとめて行われている。  
直近の意見具申については、任期2年間の中で、主に1テーマについて審議している。

## 今期の専門部会

- 重要課題（テーマ）を審議  
緊急に取り組むべき重要課題としてテーマを一つ選定し、現状分析、課題整理、  
施策の方向性を検討する。
- その他検討すべき課題を随時、審議  
選定したテーマの他に、検討すべき課題が生じた場合は、随時、専門部会で審議を行い、施策の企画立案に資するものとする。

## 過去の意見具申及び主な施策

H19.8～H19.11

「新たな子どもの権利保障の仕組みづくりについて」(H10.7.30)

(主な内容)  
公平性と専門性が確保され、行政から独立した「第三者機関」を設置し、児童相談所等とともに連携をとりながら権利擁護システム」を新たに確立すべき。

→平成10年度～  
児童相談センターに「権利擁護委員会」設置。相談事業開始。  
平成16年度～  
事業を見直し「子どもの権利擁護専門相談事業」実施。

H14.2.24～H14.2.23

「新たな子ども家庭支援のネットワークづくり」(H13.11.20)

(主な内容)  
児童相談所と子ども家庭支援センターの役割・責任を明確化し、区市町村を中心とした相談体制を構築すべき。子どもたちがセンターが地域の核となり、「ワーク」の実践を展開していくことが重要。

→平成14年度～  
児童虐待防止区市町村ネットワーク事業の開始(平成17年度から要保護児童対策地域協議会に発展。)  
平成18年度～  
これまでの都加算補助金等を再構築して「子育て推進交付金」を創設。

H14.5.9～H14.5.8

「都市型保育サービスへの転換と福祉改革」  
OH15.8.1 中間のまとめ  
OH16.5.6 最終のまとめ

(最終まとめる内容)  
・認可保育所改革のために、保育に欠ける様な運営主体の参入に向けた規制緩和を国に提案要求すべき。  
・都是認証保育所の推進、保育サービスの質の向上、量の拡大、区市町村に対する補助制度改革を進めるべき。

→平成15年度～  
保育所制度の抜本的改革を国へ提案要求。  
平成16年度～  
「民間社会福祉施設サービス推進費補助」を再構築。  
平成18年度～  
これまでの都加算補助金等を再構築して「子育て推進交付金」を創設。

H16.6.23～H18.6.22

「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」  
OH17.8.31中間のまとめ  
「社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方」

(主な内容)  
・家庭的養護の推進、施設本園の生活集団の小規模化。  
・自立援助ホームを核とした若年者就労支援ネットワークの構築、施設退所者が施設に立ち寄れるふらっとホームの設置など

OH18.6.22最終のまとめ  
「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」  
(主な内容)  
・現代社会における子どもたちの自立とは何か、自立をはぐくむための環境整備、ライフルステージに応じた自立支援について提言。

「子育て推進交付金」を創設。